平成２８年（フ）第１２号
愛媛県西予市三瓶町垣生甲401番地12　垣生シンデン団地211号
債務者　池田　初男
1　決定年月日時　平成28年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月１日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２８年（フ）第５１７号
横浜市都筑区茅ケ崎南４丁目12番７－107号
債務者　本間　進市
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５２号
沖縄県中頭郡読谷村字座喜味2303番地１
債務者　當山　　淳
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１７４号
北九州市若松区浜町２丁目７番31号
破産者　ＪＳ株式会社
1　決定年月日　平成28年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第８９号
山形県天童市北久野本２丁目２番46号
破産者　有限会社カネダイ
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１号
栃木県大田原市町島502番地１
破産者　関東電気製造株式会社
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第５８号
栃木県那須塩原市東小屋79番地
破産者　有限会社北栄光学
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第５９号
栃木県那須塩原市東小屋79番地
破産者　北條　典夫
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２８年（フ）第３号
栃木県那須塩原市佐野213番地４、前住所栃木県那須塩原市錦町９番14号　市営錦団地344号
破産者　大塚　悦子
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第３５号
東京都中央区銀座８－16－１　グランスイート銀座レスティモナーク、開始決定時の住所千葉県香取市山倉2035番地
破産者　宮崎　達也
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２７年（フ）第１４２８号
名古屋市中村区太閤通９丁目10番地
破産者　有限会社クドペン
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４０８４号
大阪府東大阪市川田２丁目８番19号
破産者　株式会社ワーカス・ジャパン
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０９４号
大阪府東大阪市水走３丁目６番10号
破産者　株式会社サンエー金属鋼業
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０９６号
大阪府東大阪市水走３丁目６番10号
破産者　セブン工業株式会社
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１３９号
大阪市城東区野江２丁目10番20号
破産者　サクランド株式会社
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３６９号
大阪府八尾市跡部本町１丁目３番14号　モンテ21－303号
破産者　株式会社Ｃ．Ｓサナダ
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７１７号
大阪府東大阪市小阪本町１丁目６番７号
破産者　株式会社ヤマジン
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２５９号
大阪市北区天神橋２丁目４番17号
破産者　株式会社アナライズドワークス
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６３号
大阪府寝屋川市大谷町８番14号
破産者　有限会社にこっと
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３４号
大阪府豊中市蛍池中町３－９－20、商業登記簿上の本店大阪府豊中市蛍池中町３丁目33番地
破産者　株式会社ソリッドストーク
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８２号
大阪府吹田市清和園町２番５号エル清和園101号
破産者　有限会社Ｗｏｒｋｓ　Ｆｉｖｅ
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部